特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１０２号

北海道旭川市流通団地１条３丁目34番地の12
清算株式会社　株式会社イチジルシ
代表清算人　大廣　泰久
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の支払いの免除
清算会社は本協定の認可の決定が確定した日から１月以内に、債権者らに対し、換価代金総額から公租公課、特別清算手続きに必要な費用等を除いた残額を、その債権額に応じて按分して支払い、残債権の免除を受ける。
2　追加弁済
前項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見された時は、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債務放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
旭川地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第２号

茨城県水戸市笠原町1599番地の２
再生債務者　茨城冷凍食品販売株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式２万8000株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　金1800万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
5　募集株式の数　普通株式２万株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金500円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
8　増加する資本金の額　金1000万円
9　増加する資本準備金の額　なし
平成28年４月19日　　水戸地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１号

群馬県高崎市菅谷町77番地106
再生債務者　株式会社ぐんま厚生会
1　決議に付する計画案　平成28年３月31日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成28年６月15日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成28年６月８日まで
平成28年４月18日　前橋地方裁判所高崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第６１号

札幌市東区北42条東14丁目１番20―101号
再生債務者　竹内　　尚
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月25日から平成28年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第７号

北海道小樽市長橋５丁目13番33号
再生債務者　末永　剛士
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月25日から平成28年６月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（再イ）第４号

鳥取県八頭郡八頭町土師百井47番地１
再生債務者　森木　修治
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月25日から平成28年６月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第２５号

埼玉県川口市朝日３丁目15番４号　ベルケンネル206号
再生債務者　伊藤　正人
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月27日から平成28年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第４号

千葉県木更津市羽鳥野２丁目23番地６
再生債務者　池田健二郎
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月24日から平成28年６月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（再イ）第１０号

北海道帯広市大通南27丁目19番地　プリム27Ａ号
再生債務者　平山　和彦
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月25日から平成28年６月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２８年（再イ）第９号

大阪府岸和田市箕土路町３丁目12番３号
再生債務者　根来　紀夫
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月23日から平成28年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２８年（再イ）第３８号

神戸市須磨区中落合１丁目１番408―501号
再生債務者　丸山　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月23日から平成28年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第３９号

神戸市西区美賀多台４丁目２番地の３
再生債務者　丸山　　薫
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月23日から平成28年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第６４号

川崎市高津区二子４丁目10番１―302号　イクシア二子多摩川
再生債務者　丸田　直樹
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月31日から平成28年６月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（再イ）第１５号

川崎市川崎区小田栄２丁目２番２―509号
再生債務者　森田　正則
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月31日から平成28年６月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（再イ）第１８号

川崎市幸区小倉１丁目10番14―407号　クレッセント新川崎Ⅳ
再生債務者　高橋　直也
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月31日から平成28年６月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係